

基本チェックリストによる事業対象者の認定について R7.4.1

八千代市では、令和7年4月から「基本チェックリスト」を使った認定の仕組みを積極的に開始します。

「基本チェックリスト」により「事業対象者」の判定を受けた方については、**要介護認定の手続きを省略して**、下記の総合事業の「介護予防・生活サービス」等を利用できるようになります。



①基本チェックリストとは？

- 自身の生活や健康状態を「はい／いいえ」で振り返り、心身の機能で衰えているところがないかどうかをチェックし、状態悪化を防ぐためのツールです。
- 全25項目の質問で構成されています。いくつかの項目に当てはまった場合、市が「**事業対象者**」として認定し、認定された方には「事業対象者」と印字された「介護保険被保険証」を発行します。

②対象者

- 1 65歳以上の方で新規で下記のサービス利用を希望する方
 - 2 要支援1または2の認定をうけている更新対象者のうち、以下の要件をすべて満たしている方
- ☐ 要支援の認定を受けていて、引き続きサービスの利用が必要な認定更新者
 - ☐ 訪問看護や福祉用具貸与等の介護予防サービスの利用がない方
 - ☐ 第2号被保険者(40歳から64歳まで)でない方
- ※要介護認定の更新と基本チェックリストの両方を行うことは出来ません。

③**事業対象者**の方が利用できるサービス

- ☐ 市の指定を受けた事業所が実施する通所型サービス(デイサービス)
 - ☐ 市の指定を受けた事業所が実施する訪問型サービス(ホームヘルプサービス)
 - ☐ **市が委託事業者が行う通所型短期集中予防サービス(やちよ元気あっぷ90)**
 - ☐ その他のサービス
 - ・一般介護予防事業等(介護予防サロン・やちよ元気体操・長寿会など)
 - ・**高齢者等外出支援タクシー券交付(市民税が非課税の場合に限る)**
- 非課税については、個人単位で判定します。**

申請・お問い合わせは 長寿支援課 生きがいサービス班
(047-421-6737)か、お近くの地域包括支援センターまで

